

農地の管理でお困りの方、  
農業経営を拡大したい方、

# 農地銀行に相談しませんか？



最近、農地の管理が  
しんどくなった。  
農地を貸したい。

農業の経営規模を  
拡大したい。  
農地を借りたい。



枚方市キャラクター  
ひこほしくん

こんなときは「**農地銀行**」にご相談ください。

農地銀行では、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸し借りの権利を設定できます。

- ★貸し借りの期間は、原則**6年間**。お互いの合意があれば、**途中解約も**できます。
- ★設定期間をすぎると自動的に契約は終了し、**離作補償等は発生しません**。
- ★現在農地を耕作している**農業者の方**であれば、**どなたでも借りられます**。

※貸し借りできるのは**市街化調整区域**の農地です。

## 貸し手・借り手が見つからないとき

貸し借りの相手が見つからない…という場合は、まずはお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。また、農地銀行では、貸したい農地や借りたい地域などの希望を「**農地貸借希望台帳**」に登録することができます。台帳に登録された情報は、農地の貸し借りを希望する人に提供し、希望が一致すれば当事者にご案内します。

[お問い合わせ先]

◇お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員（裏面参照）

◇枚方市農地銀行（枚方市農業委員会内）・・・TEL 072-841-1534

FAX 072-841-2003

### ◇農地銀行とは？

農地銀行では、農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の「利用権」（貸し借りの権利）の設定や借り手・貸し手の結びつけを行っています。

### ◇借りることができる人

現在農地を耕作している農業者の方であれば、どなたでも借りられます。

ただし、自身が農地銀行等で農地を貸している人や、遊休化している農地がある人は、借りられません。

また、「準農家」の方も借りられますが、解除条件付での権利設定や農地面積に一定の制限があり、他に地域の農業の維持発展に関する話し合いへの参加や、毎年度終了後に報告書の提出が必要です。

準農家とは…大阪府の制度で、一定の研修を修了した方や農作業の実績がある方について、「準農家候補者」として名簿に登録された者。

### ◇納税猶予について

相続税の納税猶予を受けている農地でも、税務署で特定貸付の手続きを行えば、納税猶予は打ち切られません。

また、既に農地銀行を通じて貸している農地も納税猶予を受けられます。

ただし、他の納税猶予を受けているすべての農地について、「終身農地利用」を行う必要があります。

（20年営農継続による免除が受けられません）



### 手続きの方法

◎貸し手・借り手が決まれば、申出書等の書類を農業委員会（枚方市役所別館3階）へ提出します。書類の様式は農業委員会にあります。

書き方や手続きなど、分からないことがあれば、お気軽に農業委員会までお問い合わせください。

〔 書類の提出後、権利を設定するための手続きを農業委員会や枚方市が行います。 〕  
〔 通常2ヶ月程度かかります。 〕

※利用権の設定期間の終了6ヶ月前に、貸し手・借り手に、再度6年間の設定を行うか、今回で終了するかの確認の文書が届きます。

→再設定する場合は、再び書類を提出していただきます。

→再設定しない場合は、特に手続きは必要なく、利用権設定は自動的に終了します。

○各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員（    は農業委員）

【枚方・さだ】井上 憲一、額田 敏晴

【川越】田中 優喜、掃部 孝行

【山田】山中 基由、河村 芳一

【牧野】上山 芳次、大矢 和良

【招提】森 嘉一

【樟葉】北牧 秋雄、横須賀 太一

【津田】中川 雄二、小嶋 豊司

【菅原】寺嶋 保彦、猪熊 保

【氷室】堅島 五衛、藤田 三雄、岡本 淳一、折田 正信